

# マイナンバー保険証導入のお知らせ

オンライン資格確認（マイナンバー保険証）の義務化に伴い、当院でも運用を開始しました。

- ◆導入後はマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます。  
※健康保険証として利用する登録が済んでいる方のみ
- ◆各種医療証（乳幼児医療・子ども医療・障害医療・生活保護受給証・難病医療証など）はマイナンバー保険証に同期されません。  
これまで通り原本をお持ち下さい。
- ◆従来の保険証でもこれまで通り受診可能です。
- ◆顔認証の失敗・暗証番号忘れ・システムエラーなどのより資格確認ができない場合がある為、保険証原本を確認させて頂く場合がございます。